

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年12月23日（水） 13：00開会

14：45閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参与	生田	徳	廉
理事	榊原	恒	雄
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
学校経営戦略推進課長	杉本	真	一
教育支援推進課長	林		史
義務教育指導課長	重森	栄	理
豊かな心と身体育成課長	阿部	由	貴子
生涯学習課長	田坂	嘉	章

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	第4号議案	博物館登録について	2
日程第4	報 第1号	令和2年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	4
日程第5	報告・協議1	公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等について	7
日程第6	報告・協議2	令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について	12
日程第7	第3号議案	広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について	13
日程第8	第1号議案	教職員人事について	14

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

本日の会議は、今月12日から、広島県・広島市新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策を実施していることを踏まえまして、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただいて、ウェブ会議での形での開催とさせていただきます。

細川委員は北部教育事務所、中村委員、近藤委員は県庁東館、志々田委員は東京事務所、菅田委員は教職員課福山分室からの参加となります。

また、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面、上の方に教育委員会会議定例会と書いてございますA4の紙に記名と捺印をいただくこととしております。あらかじめ御了承ください。また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明とさせていただきます。あわせて御了承ください。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第3号議案は公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、林教育支援推進課長、説明をお願いいたします。

林教育支援推進課長： 第2号議案によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正につきまして御説明いたします。

この度の一部改正は、1の提案要旨に記載しておりますとおり、令和3年度の県立高等学校への入学生から、授業料の保証人制度を廃止することに伴うものでございます。

具体的には、資料1ページを御覧ください。県立高等学校の全日制及び定時制課程へ入学を許可された者につきましては、広島県立高等学校学則に基づき、保護者から保証人の連署する授業料納付の誓約書を提出させることとしております。現在、高等学校の授業料につきましては、国の高等学校等就学支援金制度により、多くの方が実質無料化されておりますが、実際には授業料の支払いが発生しない保護者からも制度上、保証人を定めてもらうこととなっております。よって、この度保護者等の入学手続に係る負担軽減を図るため、令和3年度の入学生から保証人制度を廃止することとし、改正案のとおり保証人に係る規定の部分を削除する予定でございます。

改正案につきましては1ページ、広島県立高等学校学則の新旧対照表につきましては2ページにそれぞれ記載しております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日を予定しております。

なお、誓約書の様式を定めている広島県立高等学校学則施行細則につきましても、同様の改定を行う予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 幾つか教えていただきたいのですが、まず、この誓約書というのは、どこまでを保証してもらうものなののでしょうか。つまり授業料に限るものなのか、それともいろいろなことが可能性としては起こり得ると思うのですが、そういったその他の損害までも対象にしているものなのか、これ、いかがなのでしょう。

林教育支援推進課長： こちらは授業料を対象としております。

中村委員： 分かりました。

それからもう1点、保護者の定義というのは明確に決まっているものなのですか。

林教育支援推進課長： こちら保護者等としておりまして、後見人と申しますか、保護者の代わりをしてくださる方も対象となっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第4号議案 博物館登録について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、博物館登録について、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第4号議案によりまして、博物館登録について御説明申し上げます。

この度一般社団法人日本石庭文化保存協会から仙石庭園銘石ミュージアムの博物館登録の申請がございました。

説明に入ります前に、登録博物館について簡単に補足をさせていただきたいと思えます。3ページを御覧ください。博物館として登録されるためには、博物館法等に定める要件を備えている必要がございます。それは資料でございます職員でありますとか年間開館日数、資料、施設等ということでございます。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるほか、私立博物館の場合は税制面での優遇が得られます。

4ページに県内の登録博物館の一覧を添付してございますので、後ほど御覧ください。それでは、今回の仙石庭園銘石ミュージアムについて御説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。当ミュージアムは東広島市高屋町にございます。日本の石の文化に触れること及び庭園文化を伝承することを目的として、県内はもとより日本全国から岩石を集め、日本庭園という形で保存、展示をしております。集められた岩石の中には、伊予の青石など、各地の銘石がございます。沿革のところになります。当初は個人によって造園が開始をされまして、平成17年から一般公開されております。博物館への登録を目指しまして、平成28年に一般社団法人を設立されました。また、鉱物を主体としたコレクションの屋内での展示を開始するなど、現在の形となっております。この度学芸員の配置など、登録に必要な環境が整ったことから、登録の申請書が提出されたものでございます。

6ページ以降には、当ミュージアムのリーフレットやこれまでの行事のチラシ等を添付してございます。後ほど御覧ください。

それでは、資料の1ページにお戻りください。資料の1ページですが、博物館の登録につきましても、博物館法第12条及び博物館の登録審査基準要項に定める条件を備えている必要がございます。この度、申請書類の確認とともに、学識経験者による実地調査を行いまして、意見を聴取しているところです。

まず、この表の見方でございますが、左側に登録の要件、中ほどに当該ミュージアムの状況、そして右側に学識経験者の所見及び適否ということになってございます。

まず、第1号、博物館の資料についてでございます。収蔵資料点数は岩石、鉱物、化石等の所蔵資料が756点、これは屋外にございます。それから寄託資料501点、これは屋内にございます。県内だけでなく、日本全国から貴重な岩石を集め屋外に庭園という形で展示をしております。また、屋内におきましては、全国各地や海外から収集いたしました珍しい鉱物や化石等が展示されてございます。

第2号は職員でございます。館長及び学芸員のほか、必要な職員を有することと定められております。当該ミュージアムには館長、副館長及び学芸員が配置をされてございます。

2ページを御覧ください。第3号、建物及び土地でございます。審査基準では、165平米以上の建物があることを原則とし、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があることとされています。館の現状といたしましては、延べ床面積が約167平方メートル、展示室、事務室、研究室、収蔵庫など、博物館の目的に沿った施設が整備されています。また、土地は3万平方メートル余りとなっております。

第4号の開館日数でございます。年間150日以上の開館日数が必要と定められております。過去3年間では、年末年始を除き開館されており、基準を満たしております。また、常設の展示に加えまして、屋外の庭園を活かした行事を企画され、写真コンテスト、庭園文化の講演会などを開催されています。また、学校教育に対する配慮といたしましては、小学校の理科の学習内容に基づいた地球環境や地層のパネルなどを作成しております。現在コロナということで見合わせておりますが、時機を見て講座などを再開されるということでございます。

以上の各項目の調査状況を踏まえまして、総合所見といたしましては、博物館法第12条及び博物館の登録審査基準要項に定める要件を備えているものと判断してございます。また、学識経験者からは、県内でも貴重な自然科学分野の博物館となることが期待されるとの意見であり、登録博物館として適当であるという評価をいただいております。以上のことから、仙石庭園銘石ミュージアムを博物館として登録してもよいものと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 私自身はこの施設というかミュージアムは存じ上げませんでしたけれども、これを拝見すると資料の中身等々、大変よい施設と拝見しましたので、またいろいろ努力をされて博物館として登録にするに至る内容にされているということで、是非行ってみたいなと思うのですが、一つ教えていただきたいのは、学芸員の配置が要件となっていますけれども、学芸員というのは何か要件というか、資格みたいなものが何かあるのでしょうか。

田坂生涯学習課長： 国の方で学芸員の資格というのを定めてございます。一般に大学で必要な科目を習得すること、さらには実習を行うということがありまして、その要件を満たせば学芸員となれるというものでございます。やはり資料の収集、そして研究ということが必要でございますので、博物館においては学芸員の配置ということが義務づけられてございます。

中村委員： 公的な資格があるということなのですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 私も県内のこういった文化施設が増えていくことはとても良いことだと思っておりますが、年間どれぐらいの方がこの施設を利用されているのか分かりますか。

田坂生涯学習課長： 2ページの開館日数のところに表がございまして、3年間の利用者数が載っております。平成29年度は1万1,000人、昨年度は7,800人余り、大体コンスタントにこれぐらいの人数の方が利用されていらっしゃいます。

志々田委員： ありがとうございます。やはりせっかく博物館があっても、広報といったところが弱いとなかなか活用できないと思いますので、生涯学習施設の一つとして、やはり県としてもこうした博物館等の活用であるとかアピールとかということもこれからも続けていただければと思います。以上です。

細川委員： 少し関連するのですけれども、小・中・高校生に対する今までのこのミュージアムの関わられ方、それから今後、考えられている関わられ方とかがございましたら教えていただきたいと思います。

田坂生涯学習課長： 説明の中でも少し触れましたが、やはり理科の学習と密接に関わるところがございますので、そういった学習につながるパネルを用意したりということを準備されてございます。また、これは学習に直結するわけではないですが、地域の小学校が遠足で利用するというような形の中で、岩石に触れるということもされているように伺ってございます。この辺りはしっかりこれからもやっていきたいと伺ってございます。

細川委員： 入館料については、小・中学校生とかも全てこの料金という御理解ですか。

田坂生涯学習課長： 7ページにリーフレットを付けてございますが、小・中学生以下は無料となっております。

菅田委員： 意見なのですけれども、後ろの方にパンフレットの白黒写真を付けていただいているのですけれども、せっかくなので、カラーの写真を画面で見せていただければ非常に分かりやすかったかなど。

田坂生涯学習課長： 申し訳ありません。また取り寄せましてお送りします。

菅田委員： 事前に郵送していただいたのでネットで見ているのでいいのですけれども。ウェブ会議なのでそういうのを添えればいいかなど。

田坂生涯学習課長： ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 2 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和2年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 失礼をいたします。

それでは、報第1号、令和2年広島県議会12月定例会に提案をされた教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和2年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど2の臨時に代理した事項に記載しておりますとおり、(1)から(4)までの4件でございます。資料に沿って順に御説明をいたします。

まず、資料1ページをお願いいたします。令和2年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

まず、1の令和2年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございます。

表の補正額欄の一番下、教育委員会計欄に記載しておりますとおり、3億900万円余の減額となり、現計予算額は434億4,200万円余となっております。

次に、(2)の歳出につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計に記載しておりますとおり、6億3,700万円余の減額となり、現計予算額は1,668億7,700万円余と

なっております。

要求内容につきましては、下段の点線囲みに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止等した県立学校におきまして、保護者の経済的な負担軽減のため、キャンセル料を支援する経費といたしまして、3,600万円余の予算計上を行ったほか、令和2年4月の公民格差等に基づく給与改定に伴う補正といたしまして、3億3,400万円余の減額を補正予算として計上したところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直しについて、教育委員会における見直し結果等について御説明を申し上げます。

1の概要に記載しておりますとおり、全庁におきまして、令和2年9月に実施をいたしました事業見直し後の状況変化等を踏まえて、フォローアップを行ったものでございます。

実施に当たりましては、2の見直し結果に記載をしておりますとおり、事業見直し後に計上いたしました新型コロナウイルス感染症緊急対応などの補正予算を含めた全事業を対象とし、その後の社会経済情勢等を踏まえて、幅広く見直しを行ったものであり、今後の緊急対応に活用が可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含めて整理をしたところでございます。今回の事業見直しによりまして、事業費3億3,900万円余、うち一般財源は5,600万円余、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3億300万円余の減額を計上したところでございます。

具体的な見直しの内容につきましては、4ページの3の見直しの内容の(1)に教職員旅費など、主な事業・業務を記載してございます。また、(2)にはその他全般的な見直しを行ったものについて記載してございます。

5ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、令和2年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の期末手当を改定するなど、必要な規定を整備するものでございます。教育委員会に係る内容といたしましては、1の公民格差に基づく職員の期末手当の支給割合を0.05月分減額改定、知事等の特別職の職員等の期末手当の支給割合を0.05月分の減額改定、さらには仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備するための介護休暇制度の改正でございます。

5の施行期日といたしましては、公布の日からとさせていただきますけれども、介護休暇制度の改正につきましては、令和3年4月1日からとさせていただきます。

6ページをお願いいたします。知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、1の要旨に記載しておりますとおり、現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な規定を整備するものでございます。

具体的な内容といたしましては、2の条例の内容に記載をしておりますとおり、給料月額につきまして、知事は12%、副知事等は10%を減額することとさせていただきます。

なお、3の施行期日といたしましては、令和3年1月1日であり、減額する期間は令和3年1月1日から令和3年6月30日までの半年間でございます。

少し飛びまして45ページをお願いいたします。高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金に係る債権で、税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても回収ができない状況で時効期間が経過したものにつきまして、権利を放棄することについて議会の議決を求めたものでございます。

今回、権利放棄することになる債権の年度と金額につきましては、表にお示しをしておりますとおり、債務者は6名で総額65万7,000円となっております。

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金につきましては、これまで債務者宅への訪問や支払督促の申立てなど、法的措置等を行ってまいりましたけれども、債務者及び連帯保証人が長期にわたる所在不明、生活困窮等によりまして、回収努力を行っても回収できない状況が続く、時効期間が経過したため、権利の放棄を行うものでございます。教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、11月27日付け及び12月4日付けで同意する旨の回答をさせていただきます。

御承認のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

- 細川委員： まず、1ページ目の一番下のところで御説明いただいた修学旅行キャンセル料補助事業等の額ですが、これはキャンセル料の全額ですか、それとも一部ですか。
- 江原総務課長： この度、補正予算を計上いたしました部分につきましては、キャンセル料のうち企画料の相当分、大体10%程度と言われてはいますが、その部分について補助をするための経費を計上したものでございます。
- 細川委員： 私がお聞きしたところでは、キャンセル料と企画料というのは別物で、キャンセル料については国の方から委員会からお話もありましたよね、企画料の方がどうしても保護者が負担しなくてはならなくなっているというお話を秋頃には聞いたのですが。
- 江原総務課長： 一斉休業の時点では国庫の対応があったのですけれども、その後の修学旅行に関しましては、国庫の補助といったものがなされないという状況続いておりましたが、臨時交付金の対象となるといったことを受けまして、今、細川委員がおっしゃったいわゆるキャンセル料の中の企画料の部分に関しては、21日以前であれば企画料以外は中止した場合には免除になるわけですが、21日以前であっても企画料部分は請求がなされる可能性があるということもありまして、その部分に對しましてこの度補助をするという判断をしたものでございます。
- 志々田委員： 今のところで、不勉強というか世の中のことを知らないのかもしれませんが、企画料とは一体何ですか。
- 江原総務課長： 修学旅行につきましては、受注型の企画旅行に該当するものが多くなってございまして、いわゆる旅行そのものの企画の部分については、旅行をするしなにかかわらず、かかった経費ということがあるということもありまして、その中止に際してはその部分のキャンセル料の請求がなされることのあるものに対応したのになってございます。
- 志々田委員： すみません、つまり学校の修学旅行を業者に頼んでコーディネートしてもらって修学旅行をやっているということですか。
- 江原総務課長： そういった場合に対応するといった内容でございます。
- 志々田委員： 修学旅行って何のためにやっているのかなというところで、要はパック旅行みたいなものですね。業者側がいろいろなプラン、企画やなんか、要はお任せして作ってもらったり、多少こちらからのオーダーもしたりとか、いわゆる普通の旅行みたいなものとあまり変わらない内容になっているということでしょうか。
- 江原総務課長： 委員御指摘の点の部分でありますけれども、当然、教育の一環として実施をするということでございますので、学校として行き先も含めて一通りの条件を付した上で詳細な行程等を企画してくるといったような形成を取られているものと考えております。
- 志々田委員： 何となく不思議な感じというか、修学旅行って一体何なのだろうかと、こういうところのお金を見ても何か考えさせられる内容ではあります。もちろん払うこと自体は全然構わないのですけれども、本当にこういう経費をかけて教育の一環としてやっているのですからお聞きしてみました。もちろん御家庭、様々な保護者の環境があるので、こういう形で補助が公としてできるのであればすばいと思いますけれども、今後の修学旅行というものを考えていく上で、一ついい教訓になったのかなと何となく思いました。以上、意見です。
- 近藤委員： 新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業見直しについてですけれども、4ページの(1)のイ、新型コロナウイルス感染症緊急対応分として学習保障に必要な人的体制強化事業と県立学校ICT環境整備事業がマイナスになっているのですけれども、これは新型コロナウイルス対応のために補正予算プラスを付けたけれども、そこまでかからなかったのがマイナスという趣旨なのでしょうか、教えてください。
- 江原総務課長： 今御指摘いただきました学習保障に必要な人的体制強化を例に取って申し上げますと、委員御指摘のとおり、コロナ対応ということで計上させていただいた補正予算につきまして、その後の実施の状況によりまして、より効率的に実施をすることができるようになったということを踏まえてやったものでございまして、例えば学習指導員に関して申し上げますれば、配置済みの非常勤講師による補習であったりとか、あるいは短い時間による補習の実施などによりまして、長期休業中のみで対応できるようになったという事例であったりとか、あるいは非常勤講師の時間数を追加して配置をすると、新たに雇わずに追加をして配置をするという手法をもって通勤費といったものがなくなったりというようなことで減額をするものでございます。
- 近藤委員： 一応まだ年度末まで期間があるのでありますが、現時点での補正ということになるの

ですね。3月末までの分を見越した上での減額に当然なっているのだと思うのですけれども、先の部分についてはどうなっているのかというのを、年度中のこれから先の部分がどういう検討をされてこういうような減額数値になっているのかというところを教えてください。

江原総務課長： 委員御指摘の部分に関しましては、3月末までの見込みといったものを踏まえた上でこの度の減額という措置を取ったものでございまして、中には追加の要望等々がある可能性があるものにつきましては減額をしないとといったような判断をしたものもございません。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議1 公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等につ

いて

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議1でございます。公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等につきまして御説明をいたします。

資料をお開きいただきまして、1ページ目から2ページ目にかけて、これは昨年、令和元年の12月18日に教育委員会会議で決定し公表した資料でございます。入学者選抜制度の改善の視点、広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力、これとしまして、自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これを明示した上で、学力検査と調査書、自己表現の配点の比率を6対2対2とすることなど制度の骨子を定めて公表しております。その後、新制度の対象となります中学校1年生に対して、4月に入学者選抜制度について分かりやすくまとめたリーフレットを配付いたしまして、制度の周知を図るとともに、事務局におきましては、引き続き校長等の意見を聞きながら制度運用の詳細ですとか、あと諸様式について検討を行いまして、運用上の基本的な事項を取りまとめました。

今年度に入りまして、その後の検討状況につきまして御説明をしたいと思います。

3ページでございます。これはイメージということで昨年の段階でお示しをしておりましたけれども、入学者選抜の実施内容シートというものでございます。新制度では、各高等学校の学科・コースの特色に応じた入学者選抜の充実を図り、中学生の一層の主体的な学校選択を実現するというので、全ての高等学校において、学校の教育目標や育てたい生徒像、それから入学者受入方針、入学者選抜の実施内容を事前に公表するというようにしてございます。

4ページにつきましては、こちら先ほどのが一次選抜、今でいう一般入試ということですが、二次募集のシートが裏に付いております。先般11月に正式に様式の案ということで定めをしまして、各県立高等学校等に通知をして、これに基づいて高等学校の方で具体的な実施内容の検討に今着手に入ったという状況でございます。各校の選抜実施内容につきましては、今後、教育委員会事務局と各学校の方で調整をしっかりといたしまして、来年度中には全校分を取りまとめて公表していきたいと考えてございます。

それから、資料の5ページ、6ページにかけて、自己表現に関する資料を添付してお

ります。新制度においては、先ほどの自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これがどのくらい身に付いているかということを見るために、受検生全員に自己表現というものを実施することとしております。

6 ページに掲げておりますけれども、自己表現の評価の在り方を内外にお示しをすることで、受検生、あるいは保護者、中学校教員、自己表現を実施する高等学校の教員等に身につけてほしい力を分かりやすく伝えるという狙いがございます。

また、入学者選抜制度の改善と併せまして、中学校までの教育活動の中に自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これを身に付けていくことが非常に重要だということで、7 ページの方でございまして、こういった広島県の15歳の生徒に身に付けてほしい力を育むためにという資料を作成いたしまして、中学校等の教育活動の参考として活用を図っているということでございます。この資料において、小学校等の段階から、先生や友達に心を開いて何でも話することができる安全・安心な学校環境づくりが重要であるということなどを現場の先生方にお伝えをしているということでございまして、こういったことにつきましては、制度が決定した段階から各学校の方へしっかり内容をお伝えして取り組んでいただくようお願いをしているところです。

今後は、令和4年3月の入学者選抜実施内容の公表に向けまして、入学者選抜基本方針の決定、それから入学者選抜実施要項の作成・公表、こういった具体的な内容について進めていきたいと考えております。関係課、校長等と連携をしながら具体を更に詰めていきたいと思っております。

続きまして、この入学者選抜制度に係ってということでございまして、現行の県立高校における現状と課題ということで少しお話をさせていただければと思います。

各学校においては、これまでも学校の特色づくりを進めてきたところでございます。この度の入学者選抜制度の改善は、各学校の特色を受検生に分かりやすく提示をし、主体的な生徒の学校選択を一層促していくということを旨としております。その一方で、少子化がどんどん進みまして、こういった影響で生徒数の減少、学校規模の縮小、定員割れの拡大が進んで学校の特色づくりや活力ある教育活動を展開することが困難になってきていると、そういった学校も出ているという状況がございまして。

8 ページを御覧いただければと思います。公立高等学校における定員割れの状況でございまして。公立高等学校全体の定員割れ、これが一番下から2行目にございまして、増加傾向にあるということで、令和2年度入試においては、令和元年度と比べ約400人定員割れが増加している。それから定員割れ率ということでございまして、これが公立高校全体で4から5%程度で推移をしていたところですが、令和2年度には8%近くまで上昇しているということで、特に中山間地域以外の地域における県立高校、こういったところでもこれまで定員割れが生じてこなかったような学校においても、定員割れが生じてき出したという状況がございまして。

9 ページを御覧いただければと思います。本県における中学校3年生在籍者数についてのグラフでございまして。昭和63年度、第2次ベビーブームのときに生まれた子供が中3生になった時点ですけれども、昭和63年をピークに減少傾向がずっと続いているということで、令和2年度にはピーク時の約半数の2万4,561人ということになっております。また今後15年間で更に4,500人程度減少するということが見込まれております。

また、本県での全日制県立高等学校の設置状況でございまして、一番左の方にございまして、昭和40年代後半から始まった生徒急増期に対応するため、分校を本校にすとか、あるいは市町立学校を県に移管するといったことも含め、一番左の本校60校とありまして、ピークが90校とございまして、本校という見方をすると30校が新設をされているという状況でございまして。一方で、平成元年度以降の生徒急減期においては、平成14年3月に県立高等学校再編整備基本計画、これを策定いたしまして、全日制本校・分校の統廃合等による学校の適正配置というものを進めて、あるいは適正規模というものを進めてまいりました。現在の県立高等学校数は79校となっております。生徒急増期が始まる前、先ほどの60校と比較しても生徒数が非常に少なくなっているという中にかかわらず、学校数はそれをかなり上回った状況にあるという状況でございまして、相対として全体の学校の規模が小さくなってきているということが言えると思っております。

また、これまで進めておりました学校の先ほどの再編整備基本計画で進めてきた統廃合ですとか、募集停止というところなのですけれども、少子化が先に先行した中山間地域を中心として実施をしてきたということがございまして。それで、中山間地域以外の地

域では、生徒減少に転じている現在においても、生徒数のピーク時と比較をいたしまして、学校数はほとんど変わっていないという状況が生じております。

続きまして、10ページを御覧いただければと思います。本県では、平成26年の2月に県全体の教育水準の維持・向上を図り、少子化やグローバル化、環境問題など様々な課題に対応し、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成するため、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画を策定いたしまして取組を進めております。

従来、全ての学校において適正規模を1学年4から8学級としておりましたけれども、この基本計画では、初めて県立高等学校の配置、規模の在り方に係る基本的な考え方や取組の方向性などを中山間地域以外の地域と中山間地域とで分けてお示しをしております。例えば適正な学校規模につきましては、中山間地域以外の地域は1学年4から8学級を基本とすると、上の方の枠の中にございますけれども、それから中山間地域では1学年2から6学級を基本とするということとしております。現在この基本計画に基づきまして、中山間地域に多く所在をしております1学年1学級規模の学校などで活性化に向けた取組を行っております。一方で、中山間地域以外の地域につきましては、適正規模を下回る学校が増加をしているという状況がございまして、今後こうした状況も踏まえまして、基本計画に沿った対応をしていくことが必要だと考えております。

各高等学校において、学校の特色を生かした活力ある教育活動が積極的に展開をされ、本県高等学校全体の教育水準の維持・向上を図っていくためにも、これまでの基本計画の進捗状況ですとか今後の中学校3年生在籍者数の推移、こうしたものも踏まえつつ、基本計画に掲げるとおり、特に中山間地域以外の地域についても学校の適正配置や学校規模の適正化を着実に実施していく必要があると考えております。

11ページには、先ほど少し触れましたけれども、昭和45年以降の生徒急増期に新設した学校、これが上の表でございます。それから平成元年以降の急減期に募集停止とか統廃合等を実施した学校を下の表の方へ記載をしております。御覧のとおり、募集停止等を行った学校というのが主に中山間地域を中心に行っているという状況がございます。この中の星印がついている学校でございますけれども、これは上の表にある生徒急増期に設置している、なおかつ既に廃止になった学校ということでございます。今後そういった状況を踏まえまして、早期に対応が必要なものと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 1クラスということなのですが、小学校は35人1クラス、文科省が示されておりますけれども、それに関して中学校と高校は将来的にはなっていくのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 議論としては、国でもいろいろされていて報道等にも出ていますと承知をしておりますけれども、なかなかいろいろな教員の配置であったり、あるいは財政的なものであったり、これはまずは国がお考えになることだと思っておりますけれども、具体的にいつまでどうなるというところはまだ全く状況として示されていないといえますか、決まっていないという状況だと承知をしております。

中村委員： まず、公立高等学校の入学選抜制度についてなのですが、選抜内容、実施内容シートの方の案とか拝見してイメージが大分湧いてくるようになったかなと思います。そういう中で、先ほどの御説明でもありましたけれども、大事な内容の一つに各高等学校が特色をはっきりさせる、それを受検生に明示するということが大事だと思うのですが、そこが前から少し心配している点なのですが、学校によっては必ずしも簡単ではないと思いますので、その辺りの明確化、あるいは分かるように示すというあたり、引き続き努力していただきたいですし、御指導いただきたいと思っております。また、これが出てきてみると、同じような内容が教育目標等、入学受入方針等々、ざっと並ぶということではあまり意味がなくなってしまうように感じますので、その辺りお願いしたいと思っております。

それから、ここからは質問なのですが、後段で御説明された今後の高等学校の定員割れを踏まえた在り方、大変大事な話だと思うのですが、中山間地域と都市部とあるわけなのですが、さらっと説明されたように思いましたけれども、何か現時点でこういうふうに進めていくというものがあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、先ほどの入試に関することなのですが、特色づくり、非常に重要だと思っております。実は各学校の経営計画、これも毎年お示しをして学校で記載をしてホームページの方で公表しておりますけれども、これもこの入試と合わせて様式を変えたりという作業をしております。これも事務局と共有をしながら、しっかり各学校の特色

が出せるように、平川教育長の方からも、うちの学校はこれをするのだというのをしっかりと書き込んでくれということもお願いをしておりますので、そういったことも含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、2点目の具体的な今の検討状況ということでございますけれども、まず先ほどの今後の高等学校の基本的な考え方を策定したのが平成26年2月ということでございまして、これ以降、都市部と中山間で先ほど分けて考えていると申し上げましたけれども、やはりこの計画の中にも中山間地域以外の地域においては、学校数が変わっていないと、生徒数がすごく減ったけど変わっていないという状況があるので、適正規模である4から8学級も含めて統廃合等を検討するという記載をしております。やはり地理的にも学校間が近いというのが中山間地域以外ではかなりございますので、そういったことを含めて、具体的なものも今までも検討してきてございまして早急に、公表できる状況になりましたら、改めて御説明させていただきたいと思っております。

細川委員： まず、6ページの自己表現、評価の在り方案のところなのですが、5ページの自己表現カードに対しての評価の在り方なのですが、自己表現カードを作成することについて、これを発表されてから中学校では今までどのぐらい対応ができてきているのかなということですね。

もう1点は、評定が5点、4点、3点と示されていて、内容を見ますと、真ん中のところです。どこもそうですけども、5点のところは十分にできている、それから3点のところはできていないというこの評価の視点になっているのですけれども、これは2点の差でくくられるところが少し難しいのではないかなという気がするのですよね。例えばこれを5点、4点、3点、2点、1点とか、5点満点で1点から刻まれると、柔軟に評価ができるのかなというような気がしますし、できていないとできているが2点の差で現実の評価としてはうまくできるのだろうかということをお教えいただきたいと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： まず先ほどの中学校の準備ということなのですが、今回特にこの自己表現というのは、先ほどの15歳の力というところを見るのに非常に重要な項目だと思っております。割合も先ほどの6対2対2の中の2に入りますので、かなり大きなウエートを占めるような形にしております。一方で、今まで選抜Iとかで事前に書いて提出をするような資料があるのですが、こういったものについて、中学校の校長先生などから、事前に準備をさせて書かせて何回も訂正をさせるような指導をすると、これが大変だというような声をお聞きしております。これが本質としてやはり生徒が自分の思いをしっかりと書いて伝えるということが大事なことで思っておりますので、そういう意味で準備といいますのは、むしろ書いたりとかいうことではなくて、普段から自分が思っていることを何でも学校の中で話せて、そして自分というのはこういう人間だからこういう活動をして将来こういうことをしていきたいとか、要は自分というものをしっかりと持っていていただくような教育活動をしていただきたいというメッセージも込めて中学校サイドにはお話をしております。

ですから、むしろそういった教育活動が学校の中で進んでいくということが一番の準備になると思っております。実際、今回、自己表現カード自体を書いた文章の内容を評価するとは思っておりませんが、書くのはある意味メモ程度でも結構だということで、実際には生徒さんが来られて、そこで自分が作った作品を見せながら説明をするとか、あるいは自分というのはこういうのが得意だということで、何か演奏したりとか、そういったものもありだという形で進めておりますので、しっかりと自分が表現できるような形のものを、教育を中学校で進めていただく、これが一番の準備だと思っております。その意味で、先ほどの7ページにございました資料もそういったスタンスで中学校の方に活用いただくということでお示しをしているところでございます。

先ほどの2点目でございますけれども、そういったことですので、基本的に自分のことが理解できてしっかりと表現できているというところで4点かなという、そういう評価の在り方をお示ししているのです。まず来て、それなりに話ができれば4点になりますよと。ある程度それよりかなり高度なレベルのところまで達していれば5と、そうでなければ3というような、むしろ評価のしやすいような示し方ということで私どもとしては考えているということでございます。

細川委員： ということは、特に例えばおおむねできていると十分にできているがはっきり評価ができるという理解をすればよろしいということですね。3ではないけど5でもないのが4という評価ではなく、できているが十分にできているかおおむねできているかで、ちゃ

んと評価ができると理解してよろしいということですね。

杉本学校経営戦略推進課長： はい、私どもとしてはそう考えているところでございます。

菅田委員： 私も自己表現カードについての質問なのですけれども、これは受検当日に書くのですか、それともあらかじめ書いて提出するのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 失礼いたしました。先ほど説明すればよかったですのですけれども、先ほど選抜（Ⅰ）の書類の話をいたしましたので、中学校からの意見もございまして、これは初日に学力検査をいたしますけれども、学力検査が全て終わった後に、最後に書いていただいて、翌日、自己表現につなげるという流れを考えております。

菅田委員： 自己表現カードの案なのですけど、1番、2番、3番というのは毎年同じ設問なのですか、それとも変えられるのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 今は案ということでお示しをしている段階ではあるのですけれども、基本的にはこれを毎年使おうと思っております。ただ、学校に応じて違うということもあると思いますので、それを4番目で追加をするということも可能にしていると。今のところはそういう考え方でございます。

菅田委員： そうすると、中3のあらかじめの受検対策において、学校の先生とか保護者の意見が前に出てしまう可能性があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、菅田委員おっしゃったようなことが正に懸念をされるということがありましたので、このカード自体、書いた中身を採点するのではなくて、これを通じて自己表現本体でどれだけ自分のことを理解して表現できているかということをやりながら結果を出していくということになりますので、これ自体極端に言うとも、全く書かれてなくても表現がしっかりできていれば、それで採点をすると考えております。

近藤委員： 同様に自己表現の件なのですけれども、先ほど自己表現の方で作品なんかを持ってきてもらって話してもらっても構わないという話があったのですけれども、本当に難しいのは、人が見ても分かりやすい成果が出ている子は、そういうこういう形で発表がしやすいと思うのですけれども、自分はそれができないのだともしかしら思っているかものしれないので、その子たちがどういう形でこれを上手にアピールできるのかなというものが課題になってくるのかなと思うのです。そういう意味で、15歳に身に付けてもらいたい力を育むためにというところで、何でも話せる相談できる環境を学校の中で整えてもらって、常日頃から自分がどういう人間なのかというのを個人個人が振り返られるような機会を持ってもらえたらと思うのですけれども、分かりやすく、目立たないけれども自分自身がどういうふうに分かっているのかというのがきちんとどの子も発表できるようなスタイルになればいいというのが意見です。

それともう1点、8ページの中学3年生在籍者数の定員割れの推移を一覧表にしてくださいというのですけれども、何校何か所かというか、前年度の差が結構多い年とそこまで開きがない年というのがあるのだと思うのですけれども、平成29年度と平成30年度は、比較すると3年生の在籍者数が773人減って公立受入人数は370減らしたけれども、定員割れ率は5.4%でとどまっているかと思うのです。それが、令和元年度と令和2年度を比較すると平成29、30年度に比べて在籍者数の数は654で減っていないのだけれども、公立受入人数は少し削減されているということだ思うのです。にもかかわらず、定員割れ率が大きくなっているというのは、何か要因として考えられるものがあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： なかなか毎年の状況で生徒が減る地域ですとか、あるいは要因として減っているのというところだと定員割れが生じているので更に定員を落とすといったような地域事情もございまして、なかなか一概に言えないところはあるのですけれども、直近のところではやはり定員割れが非常に大きくなっているというような非常に大きな課題で、先ほど申し上げたように、今まで定員割れをしてこなかったような学校、具体的に言いますと、例えば海田高校ですとか広島工業高校、こういった学校もかなり今回定員割れをしているという実態があります。やはり具体的な要因の特定というのは、なかなか個別に聞くわけではないので難しいのですけれども、例えば私学関係の国の制度が充実してきたというようなこともございまして、そういったことで保護者、生徒の選択肢が、生徒が減る中でも少し広がってきているということはあるのだろうと思います。

志々田委員： まず質問なのですが、15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力を育むためにというリーフレットは、各中学校に配って先生方に読んでもらう資料だと理解していいのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： はい、そうでございます。中学校だけでなく、小学校や高校にも同じようにお配りを

しています。

志々田委員： 小学校や高校にも配っているということだったらいと思うのですけれども、特に選抜を行う側の高校の教員がこれを理解していないと、せっかく入試自体を変えていっても結局昔と変わらない視点で評価されてしまっては元も子もないので、まず中学校の先生とそれから高校の先生に研修が必要なことと、それからできれば中学校と高校の先生とかでこのことについてディスカッションをしたり考えたりという具体的にこういう場面で見られるよねみたいな、そういう研修が必要かなと思うのです。というのは、信頼関係がないと、中学校の教員からすれば、今までこういう評価をしてくれていたのだから、今までと同じように子供たちを教えないと高校の先生が変わっていなかったらどうしようかと、うちの子供たちの良さが分かってもらえないのではないかなというように、そういう不信感があれば教育は変わっていかないと思うので、特に地域性があると思うので、高校の進学は、中学校と高校の先生がどうやって身に付けさせていきたい力を育てていくのかというようなことができる研修が必要かなと思ったのが1点目です。

もう一つは、もちろん前提として子供たちが自分の夢や希望や、それから考えていることとか自分ができると思っている自信のあることなんかを口に出すことができるという安心・安全な環境であるということが必要だというのはよく分かるのですが、なんかこの資料を読むと最終的にそこに全部つながるのですよね。そうすると、では、安心・安全な環境さえあればいいのかという話になりがちで、認識する力か選択する力や表現する力というのは、いわゆる認知スキルなので、やはりしっかり押さえないといけないと思うのですよね。だから全部が安心・安全で子供たちを豊かに育てていれば何か口に出せることができるというものができると勘違いしがちなので、何を力として付けさせるのかということをはっきり明示した資料を用意する必要があると思います。こういうのだと多分、批判は起きないと思うのですよ、安心・安全な環境を育てればいいのだと言っているのですけれども、そんな大ざっぱな話ではなくて、はっきりと身に付けさせたい力がやはりあるわけですから、そういうことをきちっと整理してきちんと伝わるような、もう少し詳しい資料が必要になってくるのかなと思いました。以上、意見です。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。研修とか今御意見いただいた中高の連携というのは必ず必要だと思っておりますので、どういった形でできるかというのはまた考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

菅田委員： 15歳に身に付けてもらいたいパンフレットに関してなのですが、これは学校の先生向きということなのですが、やはり学校だけで教育を行うわけではなく、家庭での教育のことも考えると、もう少し家庭向きに優しい表現であったらいいのかなと感じました。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。制度が決まった時に、教育長から保護者宛てということでメッセージを作って各学校を通じてお配りしております。その延長線上ということなので、これも保護者向けにこういった形で出すのがいいのか少し検討させていければと思います。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、重森義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長： それでは、説明をいたします。

報告・協議2によりまして、令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明をいたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページ目がこの度の報告をさせていただきます令和3年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。2ページ目は、令和2年度の選任方針でございます、この度との変更点が分かるように示した資料でございます。

3ページ目には、参考といたしまして、10年間の委員の構成表をつけております。網か

けをしております年度が来年度と同様の採択を行った年度でございます。4ページ、5ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。6ページには、次年度の教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでいるところが本日のこの教育委員会会議に当たります。最後7ページには、今年度、令和2年度の広島県教科用図書選定審議会の委員をお示ししております。

それでは、説明を始めます。本日は来年度の選定審議会の委員の選任方針について、今年度の選任方針との変更点を中心に御説明をいたします。

1ページを御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものです。まず、変更となるのは、1の選定審議会における重点審議事項の(1)、(2)の審議対象となる図書でございます。今年度につきましては、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、中学校等で使用する文部科学省検定済教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書について御審議をいただきました。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書でございますが、これについてのみ御審議をいただきます。これは小学校及び中学校用の教科書の採択の審議は4年に1回であるのに対しまして、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の審議につきましては、毎年行うこととなっているためでございます。

次に、2の委員の選任に当たっての基本的な考え方を御覧ください。六つの考え方を示しております。(4)から(6)につきましては、広島県が定める非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領の一部改正に伴い、文言を整理しております。他の3点につきましては変更ございません。

次に、3の委員の構成について御説明をいたします。4ページの構成の欄に示しましたように、委員の区分につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づきまして、1号委員として校長及び教員、2号委員として教育委員会関係者、3号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。また、委員の定数でございますが、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により、20名となっております。その内訳については、来年度は先ほど申し上げましたとおり、特別支援学校等で使用する教科用図書の採択についての審議が行われることを踏まえまして、資料2ページと比較していただきますと分かりますように、1号委員につきましては、特別支援学校の委員を増やしております。また小学校、中学校いずれにも特別支援学級がございますので、小・中学校の人数は同数としております。今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議におきましては、審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は、御退席をお願いいたします。

(14:27)

【非公開審議】

第3号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について

中学校教諭のドラッグストアでの窃取に係る人事措置（停職 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

（14：45）